

法務省民二第459号

平成22年3月19日

法務局民事行政部長 殿

(東京を除く)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の取扱いについて（通知）

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職あてに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

2 不登 1 第 4 1 5 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の取扱いについて（照会）

不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）第 6 3 条第 2 項に規定されている登記識別情報が知られないようにするための措置として、不動産登記事務取扱手続準則（平成 1 7 年法務省民二第 4 5 6 号民事局長通達。以下「準則」という。）第 3 7 条第 2 項の規定により、登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとされていますが、同シールの一部のはがれ方が不完全であるため、登記識別情報の一部を読み取ることができない状態になったことにより、登記の申請の際に登記識別情報を提供することができなくなった場合には、準則第 4 2 条第 1 項第 1 号の「登記識別情報が通知されなかった場合」に該当するものとし、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 2 2 条ただし書の「登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合」として取り扱って差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

法務省民二第458号

平成22年3月19日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の取扱いについて (回答)

客年12月10日付け2不登1第415号で照会のありました標記の件については、貴見のとおりと考えます。

法務省民二第460号
平成22年3月19日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について（通達）

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第63条第2項に規定されている登記識別情報が知られないようにするための措置として不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号通達。以下「準則」という。）第37条第2項の規定によりはり付けられた登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールの一部のはがれ方が不完全であることにより、登記識別情報の一部を読み取ることができない状態になった場合には、登記識別情報に係る登記の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人（以下「申出人」という。）からの申出に応じて、登記識別情報の再作成を行うものとしますが、これに伴う事務の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺漏のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 再作成の対象となる登記識別情報について

この通達に基づく登記識別情報の再作成の申出の対象となる登記識別情報通知書は、平成21年10月まで使用されていた別添の用紙により作成された登記識別情報通知書に限る。

第2 登記識別情報の再作成の申出の類型

1 登記所において再作成の申出を受ける場合

- (1) 登記官は、申出人から再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式1）及びシールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本の提出を受け、準則第37条第5項の規定に準じた方法により当該申出人の本人確認をした上

で、再作成の手続を行う。

- (2) 登記官は、代理人から再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式2）、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本及び代理人の権限を証する情報を記載した書面（以下「代理権限証書」という。）の提出を受け、準則第37条第5項の規定に準じた方法により当該代理人の本人確認をした上で、再作成の手続を行う。

2 送付の方法により再作成の申出を受ける場合

- (1) 登記官は、申出人から送付の方法により再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式3）、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本及び当該申出人が本人であるか否かを確認するための身分証明書等の写しの提出を受けた上で、再作成の手続を行う。
- (2) 登記官は、代理人から送付の方法により再作成の申出を受ける場合には、申出書（別記様式4）、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本、代理権限証書及び当該代理人が本人であるか否かを確認するための身分証明書等の写しの提出を受けた上で、再作成の手続を行う。

第3 申出に係る添付書面

1 代表者の資格を証する書面

登記官は、申出人又はその代理人（以下「申出人等」という。）が法人である場合には、申出書と併せて当該代表者の資格を証する登記官が職務上作成した書面の提出を受ける。

なお、当該書面は、作成後3か月以内のものとする。

2 氏名、住所等の変更又は更正を証する書面

登記官は、申出人の氏名若しくは名称又は住所が再作成の申出がされた登記識別情報に係る登記の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所と相違している場合には、申出書と併せてその変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）の提出を受ける。

3 相続その他の一般承継があったことを証する書面

登記官は、再作成の申出がされた登記識別情報に係る登記の登記名義人の相続人その他の一般承継人から申出を受ける場合には、申出書と併せて相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）の提出を受ける。

4 代理権限証書

登記官は、代理人から登記識別情報の再作成の申出を受ける場合には、当該申出のために作成された代理権限証書の提出を受ける。

第4 添付書面の省略及び原本還付

1 代表者の資格を証する書面及び代理権限証書の添付省略

登記官は、申出書に添付する代表者の資格を証する書面及び代理権限証書について、規則第36条第1項各号及び第2項各号に掲げられている場合に該当する場合には、それらの書面の提出を受けることを要しない。

2 申出書に添付された書面の原本還付

登記官は、申出人等から、申出書に添付された書面（以下「添付書面」という。）について原本と相違ない旨を記載した謄本の提出があった場合には、規則第55条の規定に準じて、原本を還付する。ただし、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本及び当該申出のためにのみ作成された代理権限証書については、この限りでない。

3 送付の方法による原本還付

送付の方法により添付書面の原本を還付する場合には、再作成に係る登記識別情報通知書と併せて当該添付書面の原本を送付先に送付する。この場合には、申出書の適宜の箇所に添付書面の原本を送付した旨を記載する。

第5 再作成した登記識別情報の通知方法

登記官は、申出人等からの申出に基づき、次に掲げるいずれかの方法により、申出人等に対して再作成した登記識別情報を通知する。ただし、代理人に対して再作成した登記識別情報を通知することができるのは、当該代理人がそのための特別の委任を受けているときに限る。

1 登記識別情報通知書を登記所において交付する方法

登記官は、登記識別情報通知書を登記所において交付する場合には、申出人等に対し、申出書に押印したものと同一の印を当該申出書の受領印欄に押印してもらうことにより再作成に係る登記識別情報通知書を受領した旨を明らかにした上、交付する。この場合には、登記官は、準則第37条第5項の規定に準じた方法により当該申出人等の本人確認をする。

2 登記識別情報通知書を送付の方法により交付する方法

登記官は、申出人等からの申出に従い、送付の方法により登記識別情報通知書を交付する場合には、規則第63条第4項に規定されている方法による。

なお、代理人が送付の方法により登記識別情報通知書の交付を受ける場合であって、当該代理人が登記の申請の代理を業とすることができる代理人であるときは、

規則第63条第5項に規定されている方法によることができる。

第6 登記識別情報の再作成の申出に関する書類の保管等

登記官は、申出人等からの申出に基づき登記識別情報を再作成し、これを申出人等に交付した場合には、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳に登記識別情報の再作成の申出に関する一切の書類をつづり込む。

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

特別区南都町一丁目100番40の土地

【不動産番号】

2908010023091

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

平成21年10月28日受付 第871号

【登記の目的】

所有権移転

【登記名義人】

特別区北都町一丁目2番3号

法務花子

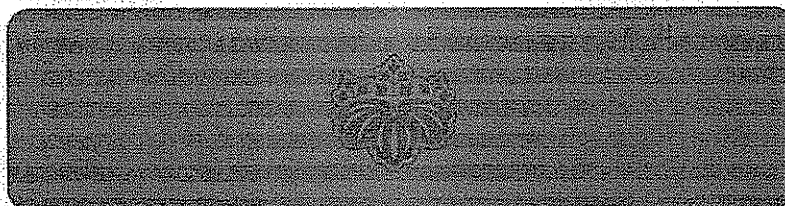
(以下余白)

みほん
(旧用紙)

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

記

登記識別情報

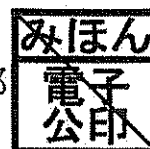


平成21年10月28日

関東法務局特別出張所

登記官

佐藤 一郎



(登記所使用欄)

登記識別情報再作成申出書 (本人・窓口用)

申 出 年 月 日	平成 年 月 日	受 付 番 号	
申出人(登記名義人)の住所			
申出人(登記名義人)の氏名	㊟		
連絡先	(自宅・携帯・勤務先) () -		
登記識別情報の再作成の申出に係る不動産の表示			
種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番 家屋番号
1 <input type="checkbox"/> 土地 2 <input type="checkbox"/> 建物			
3 <input type="checkbox"/> 土地 4 <input type="checkbox"/> 建物			
5 <input type="checkbox"/> 土地 6 <input type="checkbox"/> 建物			
添 付 書 類	(添付する書面にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知書 (注1) <input type="checkbox"/> 代表者の資格を証する書面 (資格証明書) (注2) <input type="checkbox"/> 変更又は更正を証する書面 (注3) <input type="checkbox"/> 相続その他の一般承継があったことを証する書面 (注4) <input type="checkbox"/> その他 ()		
希望する交付方法 (※ 郵送料は登記所で負担いたします。)	(希望される方法にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 登記所 (窓口) での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付 (番の方法) ① 申出人 (個人) の住所あて本人限定受取郵便 ② 申出人 (法人) の代表者の住所あて本人限定受取郵便 ③ 申出人 (法人) の事務所あて書留郵便 ④ 申出人 (個人) の住所 (海外) あて書留郵便		
上記のとおり申出します。			受 領 印 欄
法務局 (地方法務局) 支局・出張所 御中			㊟
確 認 資 料 <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 写し	(登記所側で記載します。)(注5) ① 運転免許証 ② 外国人登録証明書 ③ 住民基本台帳カード ④ 旅券 (パスポート) ----- ⑤ 被保険者証 () ⑥ 共済組合員証 ⑦ 国民年金手帳 ----- ⑧ その他 ()		

※ 太枠内を記載してください。

- (注1) シールの一部のはがれ方が不完全であることにより登記識別情報の一部が読み取れなくなった登記識別情報通知書を添付してください。
- (注2) 登記名義人が法人であるときは、作成後3か月以内の当該法人の代表者の資格を証する書面を添付してください(商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを提出していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇◎」の振り合いにより記載してください。
- (注3) 登記名義人の現在の氏名若しくは名称又は住所が登記記録上のものと異なる場合、変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を添付してください(戸籍抄本、住民票の写し等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを提出していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇◎」の振り合いにより記載してください。
- (注4) 登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をされる場合、相続その他一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を添付してください(戸籍謄本、商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、「相続関係説明図」を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出していただいた場合には、手続終了後に戸籍謄本等をお返しします。
- (注5) 登記名義人御本人が登記所にお越しになられる場合には、本人確認のため、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)等をお持ちください。

- (注1) シールの一部のはがれ方が不完全であることにより登記識別情報の一部が読み取れなくなった登記識別情報通知書を添付してください。
- (注2) 登記名義人又はその代理人が法人であるときは、作成後3か月以内の当該法人の代表者の資格を証する書面を添付してください(商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを提出していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇◎」の振り合いにより記載してください。
- (注3) 登記名義人の現在の氏名若しくは名称又は住所が登記記録上のものと異なる場合、変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書類を添付してください(戸籍抄本、住民票の写し等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを提出していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇◎」の振り合いにより記載してください。
- (注4) 登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をされる場合、相続その他一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を添付してください(戸籍謄本、商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、「相続関係説明図」を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出していただいた場合には、手続終了後に戸籍謄本等をお返しします。
- (注5) 代理人による申出を行うことができるのは、当該代理人が、申出人から、申出に係る委任を受けている場合に限られます。
また、代理人が登記識別情報通知書の交付を受けることができるのは、当該代理人が、申出人から、申出に係る委任と併せて登記識別情報通知書の交付を受けるための特別の委任を受けている場合に限られます。
- (注6) 代理人が登記所にお越しになられる場合には、本人確認のため、当該代理人の運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)等をお持ちください。
なお、代理人が資格者代理人である場合は、当該資格者代理人が所属する会が発行した会員証でも結構です。

登記識別情報再作成申出書 (本人・郵送用)

申 出 年 月 日	平成	年	月	日	受 付 番 号	
申出人(登記名義人)の住所						
申出人(登記名義人)の氏名						
連絡先	(自宅・携帯・勤務先) () ー					
登記識別情報の再作成の申出に係る不動産の表示						
種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号		
1 <input type="checkbox"/> 土地 2 <input type="checkbox"/> 建物						
3 <input type="checkbox"/> 土地 4 <input type="checkbox"/> 建物						
5 <input type="checkbox"/> 土地 6 <input type="checkbox"/> 建物						
添付書類	(添付する書類にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 登記識別情報通知書 (注1) <input type="checkbox"/> 代表者の資格を証する書面 (資格証明書) (注2) <input type="checkbox"/> 変更又は更正を証する書類 (注3) <input type="checkbox"/> 相続その他の一般承継があったことを証する書面 (注4) <input type="checkbox"/> 身分証明書等の写し (注5) <input type="checkbox"/> その他 ()					
希望する交付方法 (※ 郵送料は登記所で負担いたします。)	(希望される方法にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 登記所 (窓口) での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付 (番の方法) ① 申出人 (個人) の住所あて本人限定受取郵便 ② 申出人 (法人) の代表者の住所あて本人限定受取郵便 ③ 申出人 (法人) の事務所あて書留郵便 ④ 申出人 (個人) の住所 (海外) あて書留郵便					
上記のとおり申出します。 法務局 (地方法務局) 支局・出張所 御中						
確認資料 <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 写し	(登記所側で記載します。) ① 運転免許証 ② 外国人登録証明書 ③ 住民基本台帳カード ④ 旅券 (パスポート) ----- ⑤ 被保険者証 () ⑥ 共済組合員証 ⑦ 国民年金手帳 ----- ⑧ その他 ()					

※ 太枠内を記載してください。

- (注1) シールの一部のはがれ方が不完全であることにより登記識別情報の一部が読み取れなくなった登記識別情報通知書を添付してください。
- (注2) 登記名義人が法人であるときは、作成後3か月以内の当該法人の代表者の資格を証する書面を添付してください(商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを同封していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇㊟」の振り合いにより記載してください。
- (注3) 登記名義人の現在の氏名若しくは名称又は住所が登記記録上のものと異なる場合、変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書類を添付してください(戸籍抄本、住民票の写し等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを同封していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇㊟」の振り合いにより記載してください。
- (注4) 登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をされる場合、相続その他一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を添付してください(戸籍謄本、商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、「相続関係説明図」を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出していただいた場合には、手続終了後に戸籍謄本等をお返しします。
- (注5) 登記名義人が郵送により申出をされる場合には、本人確認のため、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)等の写しを添付してください。

- (注1) シールの一部のはがれ方が不完全であることにより登記識別情報の一部が読み取れなくなった登記識別情報通知書を添付してください。
- (注2) 登記名義人又はその代理人が法人であるときは、作成後3か月以内の当該法人の代表者の資格を証する書面を添付してください(商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを同封していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇◎」の振り合いにより記載してください。
- (注3) 登記名義人の現在の氏名若しくは名称又は住所が登記記録上のものと異なる場合、変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書類を添付してください(戸籍抄本、住民票の写し等)。
なお、原本の還付を希望される場合には、原本と併せてその写しを同封していただいた上で、当該写しに「原本と相違ありません。住所〇〇・氏名〇〇◎」の振り合いにより記載してください。
- (注4) 登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をされる場合、相続その他一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を添付してください(戸籍謄本、商業・法人の登記事項証明書等)。
なお、「相続関係説明図」を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出していただいた場合には、手続終了後に戸籍謄本等をお返しします。
- (注5) 代理人による申出を行うことができるのは、当該代理人が、申出人から、申出に係る委任を受けている場合に限られます。
また、代理人が登記識別情報通知書の交付を受けることができるのは、申出に係る委任と併せて、当該代理人が、申出人から、申出に係る委任と併せて登記識別情報通知書の交付を受けるための特別の委任を受けている場合に限られます。
- (注6) 代理人が郵送により申出をされる場合には、本人確認のため、当該代理人の運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)等を写しを添付してください。
なお、代理人が資格者代理人である場合は、当該資格者代理人が所属する会が発行した会員証でも結構です。

(繼續用紙)

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号
7 <input type="checkbox"/> 土地 8 <input type="checkbox"/> 建物				
9 <input type="checkbox"/> 土地 10 <input type="checkbox"/> 建物				
11 <input type="checkbox"/> 土地 12 <input type="checkbox"/> 建物				
13 <input type="checkbox"/> 土地 14 <input type="checkbox"/> 建物				
15 <input type="checkbox"/> 土地 16 <input type="checkbox"/> 建物				
17 <input type="checkbox"/> 土地 18 <input type="checkbox"/> 建物				
19 <input type="checkbox"/> 土地 20 <input type="checkbox"/> 建物				
21 <input type="checkbox"/> 土地 22 <input type="checkbox"/> 建物				
23 <input type="checkbox"/> 土地 24 <input type="checkbox"/> 建物				
25 <input type="checkbox"/> 土地 26 <input type="checkbox"/> 建物				
27 <input type="checkbox"/> 土地 28 <input type="checkbox"/> 建物				
29 <input type="checkbox"/> 土地 30 <input type="checkbox"/> 建物				
31 <input type="checkbox"/> 土地 32 <input type="checkbox"/> 建物				
33 <input type="checkbox"/> 土地 34 <input type="checkbox"/> 建物				
35 <input type="checkbox"/> 土地 36 <input type="checkbox"/> 建物				
37 <input type="checkbox"/> 土地 38 <input type="checkbox"/> 建物				
39 <input type="checkbox"/> 土地 40 <input type="checkbox"/> 建物				

法務省民二第461号
平成22年3月19日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成に係る事務処理について（依命通知）

標記の場合の事務処理については、本日付け法務省民二第460号民事局長通達「登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について」（以下「通達」という。）が示されたところですが、具体的な事務処理については、下記のとおり取り扱うこととしますので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 登記識別情報の再作成の申出があった場合の取扱い

1 登記識別情報の再作成の申出の方法

通達による登記識別情報の再作成の申出の方法は、当該登記識別情報に係る登記の登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人（以下「申出人」という。）又はその代理人（以下、申出人とその代理人を併せて「申出人等」という。）が、申出書、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）の原本及びその他の添付書面（以下、申出書、登記識別情報通知書及びその他の添付書面を併せて「申出書等」という。）を直接登記所に提出する方法又はこれらを送付の方法により登記所に提出する方法による。

2 登記識別情報の再作成の手続

登記官は、登記識別情報の再作成を行う場合には、職権により当該申出に係る既に作成されている登記識別情報の失効の手続を行った上で、職権により登記識別情報の再作成の手続を行う。

3 登記識別情報の再作成の申出の受付処理等

- (1) 登記官は、登記識別情報の再作成の申出書の提出があった場合には、申出書の用紙の表面の余白に不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号通達。以下「準則」という。）別記第46号様式及び別記第47号様式若しくは別記第48号様式による印判を押印し、該当欄に申出の受付の年月日及び受付番号を記載し、又は別記第49号様式若しくは別記第50号様式による申出の受付の年月日及び受付番号を記載した書面をはり付ける。
なお、受付番号は、1年ごとに更新する。
 - (2) 登記官は、3の(1)の処理をしたときは、直ちに、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳に受付年月日、受付番号、土地・建物の別、不動産所在事項及び申出人の氏名を記載しなければならない。
 - (3) (1)により押印した印判又ははり付けた書面には、受付、調査、校合をしたごとに該当欄に取扱者が押印する。
- 4 申出人等の本人確認等
- (1) 登記官は、登記所において登記識別情報の再作成の申出を受けた場合には、準則第37条第5項の規定に準じ、身分証明書等の文書の提示を求める方法により、当該申出人等が登記識別情報の再作成の申出をすることができる者であるか否かを確認した上で、再作成の手続を行う。この場合には、当該申出人等の了解を得て、当該文書の写しを作成し、当該申出に係る申出書等とともに登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込む。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書の番号その他文書を特定することができる番号等の主要な記載内容を申出書に記載する。
 - (2) 登記官は、申出人等から送付の方法により登記識別情報の再作成の申出を受けた場合には、申出書及びシールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本とともに送付された身分証明書等の文書の写しにより、登記識別情報の再作成の申出をすることができる者からの申出であるか否かを確認した上で、再作成の手続を行う。
 - (3) 登記官は、登記識別情報の再作成の申出を受けた場合には、当該申出に係る登記識別情報通知書が通達の第1に記載された再作成の対象となる登記識別情報通知書であることを確認する。
 - (4) 登記官は、必要な添付書面が添付されていないことなどの理由により、申出人等の本人確認ができない場合には、申出書等を返戻する。この場合には、申出書の写しを登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込むとともに、同つづり込み帳の目録の「備考」欄に申出書等を返戻した旨を記載する。
 - (5) 登記官は、申出書等を返戻する場合には、返戻する方法を申出人等に確認の上、次に掲げるいずれかの方法により、申出人等に対して申出書等を返戻する。

ア 登記所において返戻する方法

登記官は、申出書等を登記所において返戻する場合には、申出人等に、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳の目録の「備考」欄に押印してもらうことにより申出書等を受領した旨を明らかにした上で、返戻する。

イ 送付の方法により返戻する方法

登記官は、申出書等を送付の方法により返戻する場合には、申出人等からの申出に基づき、規則第63条第4項の規定に準じた方法により返戻する。

なお、代理人に対して送付の方法により返戻する場合において、当該代理人が登記の申請の代理を業とすることができる代理人（以下「資格者代理人」という。）であるときは、規則第63条第5項の規定に準じた方法により返戻することができる。

第2 再作成した登記識別情報の通知

1 再作成した登記識別情報を通知するときの取扱い

(1) 登記官は、登記識別情報通知書を登記所において交付する場合には、申出人等に申出書に受領印を押印してもらうこととされているが、その交付に当たっては、第1の4の(1)に準ずる方法により受領する者が申出人等であることを確認した上で、交付するよう特に留意する。

(2) 登記官は、送付の方法により登記識別情報通知書を交付する場合には、申出書等をつづり込む登記識別情報失効申出書類つづり込み帳の目録の「備考」欄に送付の方法により交付した旨を記載する。

2 登記識別情報通知書を送付の方法により交付するときの経費

申出人等からの申出の方法に従って、規則第63条第4項又は第5項に規定されている送付の方法により登記識別情報通知書を交付する場合に係る経費は、登記所が負担する。

3 受取人不明等により登記識別情報通知書が返戻されたときの取扱い

送付の方法による登記識別情報通知書の交付の申出があった場合において、登記識別情報通知書を送付したにもかかわらず、受取人不明等により返戻されたときは、当該登記識別情報通知書は、規則第64条第1項第3号の規定に準じ、登記識別情報の通知を要しなくなるまでの間、厳重に管理しなければならない。この場合には、当該期間が経過するまでに登記識別情報通知書の交付の求めがあったときは、当該登記識別情報通知書を交付して差し支えない。

第3 資格者代理人による登記識別情報の再作成の申出及び受領の方法等

(1) 資格者代理人が代理人として登記識別情報の再作成の申出書を提出するとき又

は登記識別情報通知書の交付を受けるときの資格者代理人の身分証明書は、当該資格者代理人が所属する司法書士会若しくは土地家屋調査士会が発行した会員証又は弁護士会が発行した身分証明書で差し支えない。

- (2) 登記官は、資格者代理人の補助者が使者として登記識別情報の再作成の申出書を提出するとき又は登記識別情報通知書の交付を受けるときは、当該資格者代理人の身分証明書等の文書の写しの提示と併せて当該補助者の補助者証及び特定事務指示書の提示を受ける。

この場合には、当該補助者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、当該写しを当該申出に係る申出書等とともに登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込む。ただし、了解を得られない場合にあっては、資格者代理人及び補助者の氏名並びに資格者代理人の身分証明書等、補助者証及び特定事務指示書の番号その他文書を特定することができる番号等の主要な記載内容を申出書に記載する。

第4 登記識別情報の再作成の申出に関する書類の保管等

登記官は、登記識別情報通知書を交付した場合には、申出書等一切の書類を登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込む。この場合には、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳の目録の「備考」欄に申出により登記識別情報を再作成した旨を記載する。

なお、送付の方法により交付した登記識別情報通知書で受取人不明等により返戻されてから3か月以上経過したものについては、当該申出書類関係書類の末尾につづり込むとともに、その旨を目録の「備考」欄に記載する。

第5 その他

首席登記官は、登記識別情報の再作成の申出により登記識別情報の再作成を行った場合には、当分の間、別記様式により、四半期ごとに、当職あて報告する。

別記様式

登記識別情報再作成件数調査

____年 月分

____(地方) 法務局

登記識別情報の再作成の申出の件数		件
	うち登記名義人等からの申出	件
	うち代理人からの申出	件
再作成した登記識別情報の通数		通
登記識別情報の交付方法		
	窓口交付	件
	郵送による交付	件
	うち本人限定受取郵便	件
	うち書留郵便	件